

## 資料3

## 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

令和4年8月8日現在

裁判官	改定年度	期末手当			勤勉手当			合計	
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計		
最高裁長官	現行	1.625	1.625	3.25				3.25	
最高裁判事	令和4年度	1.625	未定	未定				未定	
東京高裁長官	(支給済※)								
その他の高裁長官	令和5年度以降	未定	未定	未定				未定	
判1									
判2									
判3	簡特	現行	0.625	0.625	1.25	1.0	1.0	2.0	3.25
判4	簡1	令和4年度	0.625	0.625	1.25	1.0	1.05	2.05	3.3
判5	簡2	(支給済※)			0	(支給済)		+0.05	+0.05
判6	簡3	令和5年度以降	0.625	0.625	1.25	1.025	1.025	2.05	3.3
判7	簡4				0			+0.05	+0.05
判8									
	簡5	現行	1.0	1.0	2.0	1.15	1.15	2.3	4.3
補1	簡6	令和4年度	1.0	1.0	2.0	1.15	1.25	2.4	4.4
補2	簡7	(支給済※)			0	(支給済)		+0.10	+0.10
補3	簡8	令和5年度以降	1.0	1.0	2.0	1.2	1.2	2.4	4.4
補4	簡9				0			+0.10	+0.10
補5	簡10								
補6	簡11								
補7	簡12	現行	1.2	1.2	2.4	0.95	0.95	1.9	4.3
補8	簡13	令和4年度	1.2	1.2	2.4	0.95	1.05	2.0	4.4
補9	簡14	(支給済※)			0	(支給済)		+0.10	+0.10
補10	簡15	令和5年度以降	1.2	1.2	2.4	1.0	1.0	2.0	4.4
補11	簡16				0			+0.10	+0.10
補12	簡17								

\*令和4年6月期の期末手当は、令和3年人事院勧告対応の特例措置として、各欄に掲記の支給月数により計算された額から令和3年12月期の期末手当において引き下げられるべきであった額に相当する額を控除した額が支給された。